

平成31年度次世代育成支援対策施設整備交付金（乳児院及び児童養護施設分）に係る採択方針

- 平成31年度次世代育成支援対策施設整備交付金（乳児院及び児童養護施設分）に係る採択方針については、以下のとおりであり、都道府県等におかれては、施設整備計画協議書の作成に当たり、本採択方針に照らして十分な審査を行った上、内容を精査されたい。
- 国としても、本採択方針を踏まえた小規模かつ地域分散化された施設の創設や改築、増築等を優先して採択する予定である。

採択方針

1. 優先的に採択《小規模かつ地域分散化を積極的に推進》

- ① 地域小規模児童養護施設の整備
- ② 分園型小規模グループケアの整備

2. 条件付（※）で採択《小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画》

- ① 本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備
- ② 本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）の整備

（※）概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を提出させ、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の方向性と一致していることを条件とする。

3. 採択しない《大・中・小舎制を維持》

大・中・小舎（小規模グループケア以外）の整備

4. その他

防犯対策、耐震化工事及び老朽化した設備の更新など、子どもの安全対策に関わる大規模修繕については、別途、必要性等を考慮

→（※）概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）

採択方針イメージ



敷地外

地域小規模
児童養護施設
→○優先的に採択

分園型小規模
グループケア
→○優先的に採択

地域小規模
児童養護施設
+
分園型小規模
グループケア
→○優先的に採択



本体施設

小規模グループケア
（ユニット化）
→△条件付採択

大・中・小舎
（小規模グループケア以外）
→×採択しない

大・中・小舎（小規模
グループケア以外） +
小規模グループケア
→×採択しない

敷地内

小規模グループケア
→△条件付採択

施設 の 概 要	定員（現在）		定員（2019年度整備後）		定員（将来の姿概ね10年程度後）		整備方針（計画）	
	分園型小規模 G C	名	分園型小規模 G C	名	分園型小規模 G C	名		①小規模かつ地域分散化に向けた検討状況・課題 ②本整備後の小規模かつ地域分散化に向けた整備計画 ③概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための計画概要 ④生活単位の独立、地域社会との良好な関係性の構築のための工夫などについて記載
	地域小規模	名	地域小規模	名	地域小規模	名		
	大・中・小舎	名	大・中・小舎	名	ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため、集合する生活単位	名		
	敷地内小規模 G C	名	敷地内小規模 G C	名		名		
	合計	名	合計	名	合計	名		

○ これに加え、高機能化、多機能化・機能転換についての実施メニュー、実施時期について記載

北海道子どもの未来づくり審議会
社会的養育推進計画検討部会

**「都道府県社会的養育推進計画」
策定に係る北海道の現状について**

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

■本道におけるこれまでの経過

- 「社会的養護の課題と将来像（H23.7 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会）
 - ・ 小規模化と施設機能の地域分散化による家庭養護の推進
「本体施設の小規模グループケア化」、「本体施設の小規模化（当面定員45人以下）」、「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」
 - ・ 本体施設の高機能化
 - ・ 社会的養護の整備量の将来像（今後10数年かけて、①里親・ファミリーホーム、②グループホーム、③本体施設を概ね3分の1ずつ）
- 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進（H24.11 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
 - ・ 各施設で「家庭的養護推進計画」の策定
 - ・ 「都道府県推進計画」の策定（H27を始期として15年間。5年ごとに目標を設定）

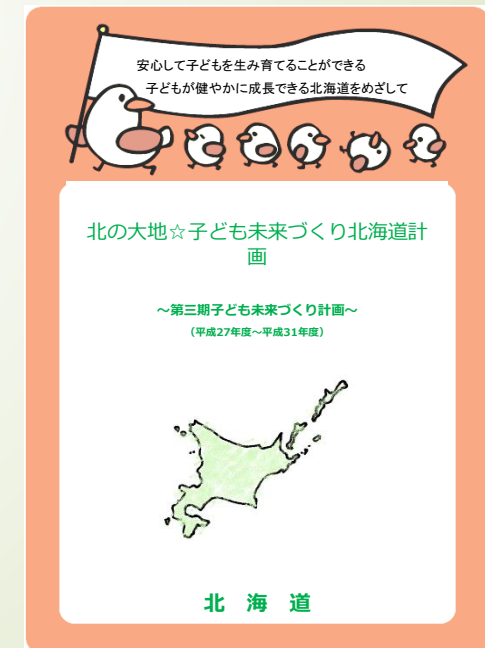
○ 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（第三期子ども未来づくり計画（H27～31））

北海道では、平成16年10月に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定し、平成17年度から2期10年にわたり、「北の大地☆子どもの未来づくり北海道計画」を策定し、11の基本的施策に基づき少子化対策に取り組んできた。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ①社会全体による取組推進 | ⑦児童健全育成等の促進 |
| ②子どもの権利及び利益の尊重 | ⑧児童虐待防止対策の充実 |
| ③地域における子育て支援体制等の充実 | ⑨教育環境の整備 |
| ④保育サービス等の充実 | ⑩生活環境の整備 |
| ⑤雇用環境等の整備 | ⑪経済的負担の軽減 |
| ⑥母子保健医療体制等の充実 | |

第三期計画の策定にあたっては、関連する次の5つの計画の内容を盛り込む。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・「母子保健計画」
- ・「子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・「母子家庭等自立促進計画」
- ・児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進についてに基づ
く「都道府県推進計画」



	計画当初			前期			中期			後期		
	平成25年度			平成31年度			平成36年度			平成41年度		
	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合
本体施設	25	1,611	73.3%	25	1,439	66.4%	26	1,299	60.1%	27	752	37.5%
小規模グループケア (分園型)	3	6	3.6%	3	18	7.5%	12	80	11.2%	67	402	28.8%
地域小規模児童養護施設	12	72		24	144		27	162		29	174	
里親	431		23.1%	457		26.1%	482		28.7%	507		33.7%
ファミリーホーム	13	77		18	108		23	138		28	168	
計	2,197			2,166			2,161			2,003		
対象児童見込み数	2,036 (実績値)			1,855			1,750			1,650		

○ 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の推進状況

	H27.4			H28.4			H29.4			H30.4		
	箇所	定員	割合	箇所	定員	割合	箇所	定員	割合	箇所	定員	割合
児童養護施設 乳児院	25	1,567	71.1 %	25	1,574	70.0 %	25	1,453	67.4 %	25	1,453	66.4 %
小規模グループ ケア（分園型）	3	18	4.1 %	1	6	4.8 %	2	12	6.1 %	2	12	6.0 %
地域小規模児 童養護施設	12	72		17	102		20	120		20	120	
里親		439	24.8 %		446	25.2 %		447	26.5 %		471	27.6 %
ファミリー ホーム	18	107		20	120		21	126		22	132	
計		2,203			2,248			2,158			2,188	

■本道における社会的養護の現状

○ 児童養護施設等の入所状況（H30.4初日）

	施設数	定員	入所状況
児童養護施設	23	1,405	1,079
地域小規模児童養護施設	20	120	114
乳児院	2	60	42
児童自立支援施設	3	181	40
児童心理治療施設	2	73	47
自立援助ホーム	12	86	44
ファミリーホーム	22	132	106

○ 里親への委託状況（H30.4末）

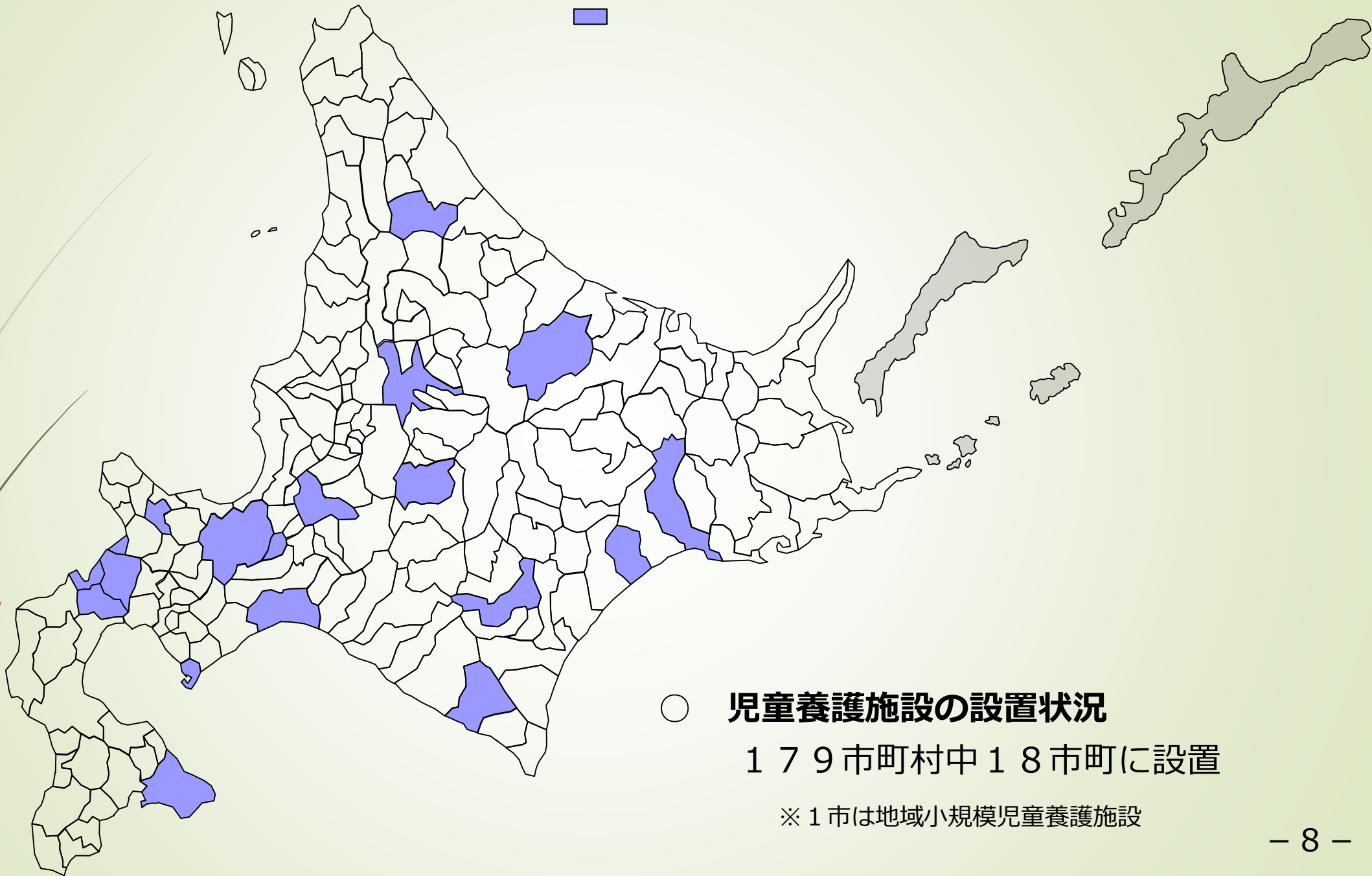
登録里親数	委託里親数	委託里子数
751組 1,294人	335組 601人	471人

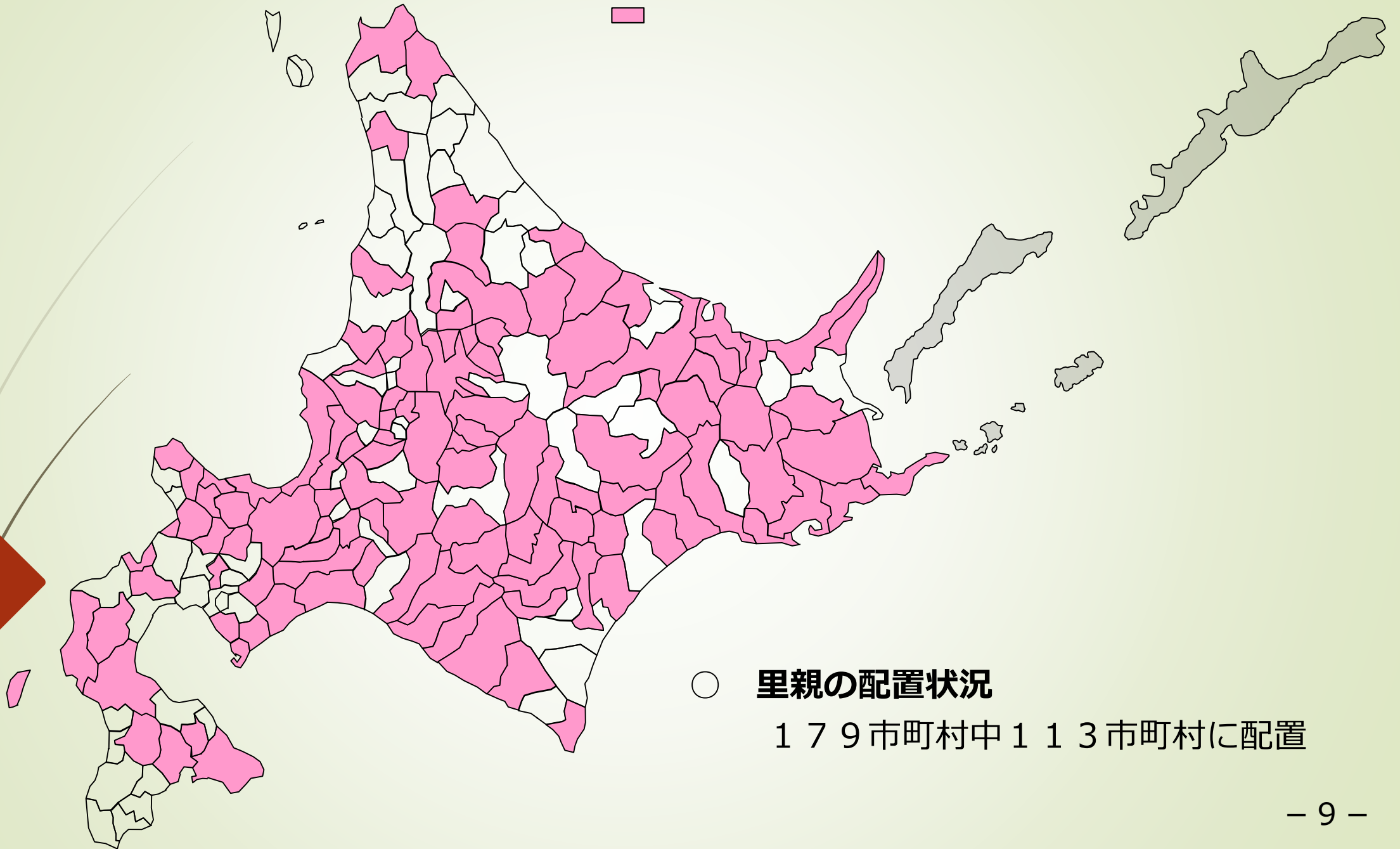
○ 措置等人員の推移（各年4月）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設	1,379	1,358	1,344	1,269	1,232	1,192	1,162	1,079
地域小規模児童養護施設	54	60	58	69	70	98	117	114
乳児院	51	41	50	47	47	44	33	42
児童自立支援施設	76	70	75	67	59	63	63	40
児童心理治療施設	30	26	30	35	34	50	41	47
自立援助ホーム	12	15	15	30	48	36	57	44
ファミリーホーム	45	50	59	66	85	98	96	106
里親	389	420	442	416	439	446	442	471
計	2,036	2,040	2,073	1,999	2,014	2,027	2,011	1,943

○ 里親登録者の推移（各年4月）

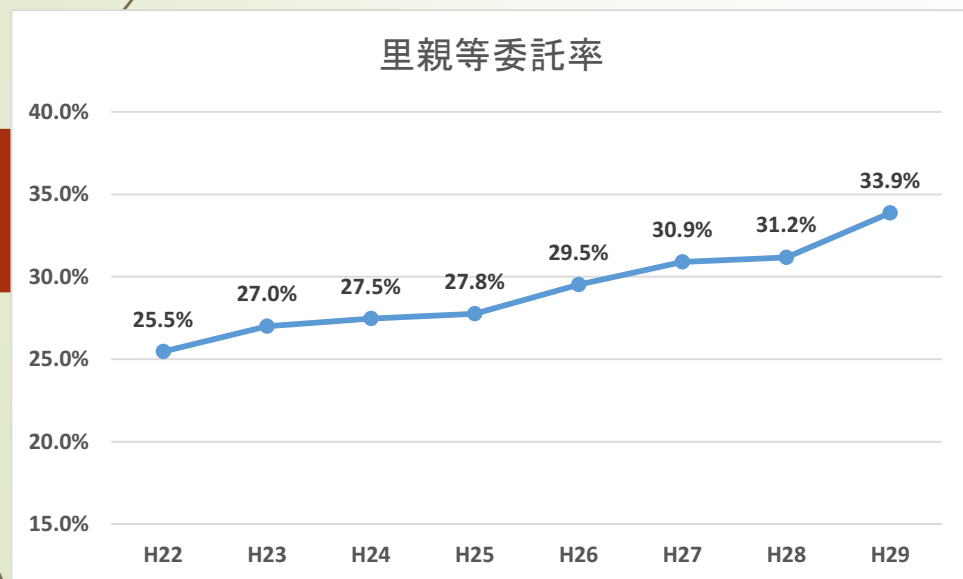
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親	(556) 993	(589) 1,038	(623) 1,089	(620) 1,061	(631) 1,097	(645) 1,117	(655) 1,131	(689) 1,182
専門里親	(63) 74	(64) 75	(62) 72	(67) 76	(72) 80	(73) 80	(75) 82	(82) 89
養子縁組里親	(56) 112	(58) 115	(70) 153	(89) 196	(92) 183	(115) 199	(104) 207	(39) 75
親族里親	(19) 26	(19) 28	(20) 28	(20) 30	(19) 28	(19) 30	(17) 28	(23) 36
計	(694) 1,205	(666) 1,181	(713) 1,270	(729) 1,287	(742) 1,308	(779) 1,346	(776) 1,366	(751) 1,294





○ 里親等委託率の推移（道所管分、各年度末）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童養護施設	921	919	898	872	819	797	772	716
乳児院	22	19	32	31	31	26	25	24
小計	943	938	930	903	850	823	797	740
ファミリーホーム	32	35	32	30	40	46	47	52
里親	290	312	320	317	316	322	314	327
小計	322	347	352	347	356	368	361	379
合計	1,265	1,285	1,282	1,250	1,206	1,191	1,158	1,119
里親等委託率	25.5%	27.0%	27.5%	27.8%	29.5%	30.9%	31.2%	33.9%



○ 年齢別入所状況（ **全道** H30.4初日 ※里親は末日）

	未就学			小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4 他	合計
	1歳 未満	1～ 3歳 未満	3歳 以上														
児童養護施設		12	103	44	60	59	71	69	94	91	101	112	128	96	112	41	1,193
乳児院	15	21	6														42
ファミリーホーム		7	22	5	4	9	5	7	3	3	5	4	6	7	8	11	106
里親	16	39	87	23	26	37	18	20	25	22	22	24	30	24	24	33	470
合計	31	79	218	72	90	105	94	96	122	116	128	140	164	127	144	85	1,811
里親等委託率	52.1%			27.3%													31.8%
	56.4%																

○ 年齢別入所状況（道所管 H30.4初日 ※里親は末日）

	未就学			小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4 他	合計
	1歳 未満	1～ 3歳 未満	3歳 以上														
児童養護施設			50	21	30	33	44	35	56	57	63	65	88	65	66	28	701
乳児院	6	12	6														24
ファミリーホーム		4	13	3	2	3	3		3	1	2	1	3	2	2	7	49
里親	9	27	65	14	18	24	12	16	14	18	17	14	24	16	19	23	330
合計	15	43	134	38	50	60	59	51	73	76	82	80	115	83	87	58	1,104
里親等委託率	61.5%			28.6%													34.3%
	69.0%																

○ 年齢別入所状況（札幌市所管 H30.4初日 ※里親は末日）

	未就学			小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4 他	合計
	1歳 未満	1～ 3歳 未満	3歳 以上														
児童養護施設		12	53	23	30	26	27	34	38	34	38	47	40	31	46	13	492
乳児院	9	9															18
ファミリーホーム		3	9	2	2	6	2	7		2	3	3	3	5	5	4	56
里親	7	12	22	9	8	13	6	4	11	4	5	10	6	8	5	10	140
合計	16	36	84	34	40	45	35	45	49	40	46	60	49	44	56	27	706
里親等委託率	39.0%			25.1%													27.7%
	42.3%																

施設の地域分散化等国の方針に関する施設ヒアリングまとめ（第1回）

1 趣旨

平成28年改正児童福祉法や昨年8月に国が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」において、乳児院や児童養護施設など児童福祉施設が果たすべき役割や施設のあり方などが、従前から大きく変更された。

各施設においては、こうした国の新たな方針を踏まえ、施設整備等も見据えた将来的な検討が必要となること、また、都道府県社会的養育推進計画の策定に当たっても直接影響を及ぼすことから、現時点における各施設の考え等について聞き取りを行うことを目的として実施した。

2 ヒアリング期間

平成30年7月～10月

3 実施施設

道内の乳児院（2施設）及び児童養護施設（23施設） 計25施設

4 国の方針等に対する主な意見

職員

- 現状の施設運営においても、職員の確保が困難
- 小規模化等を進めるためには、経験がある職員を配置することが必要であり、更なる職員の確保に加えて、人材育成（定着）が重要
- 地域に社会福祉士等有資格者がいないため、里親支援等の多機能化を図るための人材確保が困難

整備

- 財源確保が困難（既整備の借入金返済等）
- 国方針が変わり、今後の施設整備の方向性（ユニット化など）が不透明

○子どもの権利擁護の取組

区 分	概 要
児童養護施設	<p>【児童相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に「子どもの権利ノート」の配布 ・担当児童福祉司等の連絡先を記載した個人カードやリーフレットを作成し、個別に配布 <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意見箱」の設置 ・施設以外の相談対応先（第三者委員等）を記載したポスターを掲示する。
一時保護所	<p>【児童相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に、子どもの年齢に応じて説明（職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立の方法等） ・「意見箱」の設置
里親	<p>【児童相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託時に「子どもの権利ノート」の配布 ・担当児童福祉司等の連絡先を記載した個人カードやリーフレットを作成し、個別に配布
その他の権利擁護の取組	<p>【北海道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会で意見を聴取し施策に反映 (子ども自らの意見を表明する権利を行使することができ、適切に社会に反映される環境を整備するため。) <p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権 1 1 0 番

「都道府県社会的養育推進計画」の策定スケジュール（予定）

時 期		社会的養育推進計画検討部会 【検討する計画：都道府県社会的養育推進計画】	関係団体、施設等の動き	子どもの未来づくり審議会 【子ども未来づくり北海道計画】
30年	12月	○第1回計画検討部会 ※平成31年度厚生労働省予算案資料の提供		○委員改選 ○第2回子ども部会
31年	1月	※第1回部会の内容について、関係団体の総会等で説明	・総会、理事会、役員会等の開催	
	2月	○第2回計画検討部会 ・本道における社会的養育の推進に係る基本的考え方を提示 （子ども数の見込み、里親委託、施設の地域分散化等） ※北海道及び札幌市におけるフォスタリング機関事業の整備に係る関係団体との検討等	・基本的考え方を踏まえ、対応を検討 ・フォスタリング機関事業に係る道及び札幌市との協議	○第4回審議会 ・子ども部会建議（案） ・現計画の評価
	3月	※第2回部会の内容について、関係団体の総会等で説明		○子ども部会 ・知事への建議
	4月		・各施設から道へ地域分散化等の計画（道ヒアリング前）を提出	
	5月	○第1回計画検討部会 ・各施設における地域分散化等計画の中間取りまとめ ※上記計画を踏まえた各施設との意見交換	・計画（案）に係る道とのヒアリング	○第1回審議会 ・現計画推進状況 ・次期計画の基本的考え方（骨格素案）
	6月			
	7月			
	8月	○第2回計画検討部会 ・各施設における地域分散化等計画の取りまとめ	・各施設から道へ地域分散化等の計画（最終）を提出	○第2回審議会 ・計画の基本的考え方（骨格素案） ○第1回子ども部会
	9月			
	10月	○第3回計画検討部会 ・計画素案		○第3回審議会 ・計画素案 ○計画素案決定
	11月			
12月	パブリックコメント（12/1～12/31）			○第2回子ども部会
32年	1月	○第4回計画検討部会 ・計画案		○審議会への計画原案諮問 ○第4回審議会 ・計画案 ・計画原案への答申協議等
	2月			○子ども部会 ・知事への建議
	3月			
	4月～	○計画施行		